

## 情報公開審査会の答申概要（答申第 24 号）

- 1 公開請求文書 私宛のいやがらせ文書の筆跡と指紋の鑑定の結果とその後についての対処文書のすべて（8月29日中署へ届出の件）
- 2 担当課（所） 警察本部警務部広報相談課
- 3 不服申立て等の経緯
- |               |          |             |    |
|---------------|----------|-------------|----|
| (1) H14.12.16 | 公開請求     | (4) H15.2.3 | 諮詢 |
| (2) H14.12.26 | 存否応答拒否決定 | (5) H16.7.  | 答申 |
| (3) H15. 1.17 | 審査請求     |             |    |

### 4 諒問に係る審査会の判断結果

公開請求文書について、存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第 10 条 (公文書の存否に関する情報)	<p>本件請求文書について不存在と答えると、特定の個人が警察安全相談をしたことを端緒としてその後の捜査活動等がなされなかつこととなり、逆に、本件請求文書が存在することを前提に公開、非公開を答えると、特定の個人が警察安全相談を行つたということ及び特定の警察安全相談がその後の捜査活動等につながつたこととなる。</p> <p>よつて、本件請求文書が存在するか否かを答えることは、条例第 7 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する非公開情報を明らかにすることとなり、条例第 10 条に該当すると認められる。</p> <p>(条例第 7 条第 2 号 (個人情報) 該当性について) 特定の個人が警察安全相談を行つたということは、特定の個人の行動に関する個人情報である。</p> <p>(条例第 7 条第 4 号 (犯罪の予防、捜査等情報) 該当性について) 特定の個人が行つた警察安全相談を端緒として、その後、捜査活動等がなされなかつこと又は捜査活動等につながつたこととなれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなる。</p> <p>また、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることとなる。</p> <p>(条例第 7 条第 6 号 (事務事業情報) 該当性について) 警察が行つている各種相談業務、犯罪の被害申告や一般からの各種通報は、関係者の人権を尊重するとともに、当事者や当該事案内容に関する情報が秘匿されることを前提に成り立つ業務である。</p> <p>そのため、特定の個人が行つた警察安全相談を端緒として、その後、捜査活動等がなされなかつこと又は捜査活動等につながつたこととなれば、警察の各種相談業務等について、警察と当事者との信頼関係が損なわれるおそれがある。</p> <p>(自己情報の公開請求について) 情報公開請求制度は、広く県民に対して目的の如何を問わず公開請求を認める制度であり、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮されないものである。</p> <p>したがつて、本件請求文書が請求者本人に係るものであつても、そのことが条例第 10 条の該当性の判断を左右するものではない。</p>

(別 紙)  
答申第24号

# 答 申 書

平成16年7月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年12月16日に「私宛のいやがらせ文書の筆跡と指紋の鑑定の結果とその後についての対処文書のすべて（8月29日中署へ届出の件）」（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号、第4号及び第6号により非公開とすべき情報を公開することになるとして、平成14年12月26日に公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は平成15年1月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

### 4 質問

石川県公安委員会は、平成15年2月3日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、質問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、本件請求文書の公開を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び当審査会における意見陳述等で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ア　自分が受けた「いやがらせ」について相談した調査結果の説明を求めたが、一向に連絡がなく、情報公開請求を行った。

イ　市民が大きな不安を抱き相談したのに、単なる個人情報として存否を明らかにしない

のは、硬直した対応としか言えない。このような対応は、警察に対する不信感を助長するだけである。

ウ また、このような対応は、広く開かれた警察の改革時にありながら、旧態の閉鎖的、官僚的なものであり、事務手続、処理手順等に明確なルールが確立されているのか疑問がある。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件請求文書の内容について

本件請求文書には、当然のこととして特定の個人名はもとより個人に関する情報が含まれているほか、警察の捜査活動等の事実又は内容に関する情報、あるいは捜査活動等の手段や方法等に関する情報も記載されていることとなる。

##### 2 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

本件公開請求のごとく特定の個人に関する警察の捜査活動等に係る情報は、個人の名誉や信用に直接かかわる情報であり、当該個人を識別することができる情報である上に、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の非公開情報に該当することは明らかである。

##### 3 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）の該当性について

特定の個人に関する警察の捜査活動等に係る情報には、捜査対象や捜査方針、関心事項等はもとより、当該捜査活動の手法、経過及び結果等に関する情報が含まれる。

これらが明らかになれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなり、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、同号に該当すると判断した。

##### 4 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

警察が行っている各種相談業務はもとより、犯罪の被害申告や各種通報は、当事者や当該事案に関する情報が秘匿されることを前提に成り立つ業務であり、これを公にすると、警察業務に対する信頼関係が損なわれ、当該業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

##### 5 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の該当性について

個人を特定して、警察の捜査活動等に係る公文書について公開請求が行われた場合は、当該公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する捜査活動等を行っているか否かの

事実が明らかとなり、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することとなる。

また、捜査の手法、経過及び結果等に関する情報が明らかになるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に規定する非公開情報を公開することとなる。

そのうえ、当該公文書の存否を答えるだけで、警察安全相談業務等の前提として存在すべき警察と当事者との信頼関係の基本たる秘匿事項等が公開されることとなり、条例第7条第6号に規定する非公開情報を公開することとなる。

更に、公益上特に当該情報を公開する必要があると認められる理由が存しないことから本件公開請求に対しては同条を適用したものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件請求文書の性格について

本件請求文書は、特定の個人が特定の警察署に警察安全相談をしたことを端緒として、当該警察署において実施した捜査活動等の状況及び対処の内容を記録した文書であり、実施機関の職員が作成し、管理していることとなる。

### 3 条例第10条の該当性について

条例第10条は、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。

本件請求文書について不存在と答えると、特定の個人が警察安全相談をしたことを端緒としてその後の捜査活動等がなされなかったこととなり、逆に、本件請求文書が存在することを前提に公開、非公開を答えると、特定の個人が警察安全相談を行ったということ及び特定の警察安全相談がその後の捜査活動等につながったこととなる。

#### (1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、個人に関する情報の如何を問わず、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書について、原則として公開しない旨規定している。

特定の個人が警察安全相談を行ったということは、特定の個人の行動に関する個人情報であり、同号本文に該当する。

なお、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

#### (2) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心とする情報のうち、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書を公開しない旨規定している。

特定の個人が行った警察安全相談を端緒として、その後、捜査活動等がなされなかつたこと又は捜査活動等につながったこととなれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなる。

また、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、同号に該当すると認められる。

#### (3) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、県の機関又は国若しくは他の地方公共団体の行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている公文書を公開しない旨規定している。

なお、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

警察が行っている各種相談業務、犯罪の被害申告や一般からの各種通報は、関係者の人権を尊重するとともに、当事者や当該事案内容に関する情報が秘匿されることを前提に成り立つ業務である。

そのため、特定の個人が行った警察安全相談を端緒として、その後、捜査活動等がなされなかつたこと又は捜査活動等につながったこととなれば、警察の各種相談業務等について、警察と当事者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後同種の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるものと認められる。

#### (4) 本件請求文書について

以上のことから、本件請求文書が存在するか否かを答えることは、条例第7条第2号、第4号及び第6号に規定する非公開情報を明らかにすることとなり、条例第10条に該当すると認められる。

なお、条例に定める情報公開請求制度は、広く県民に対し請求の目的の如何を問わず公開請求を認める制度であり、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮されないものである。

したがって、本件請求文書が請求者本人に係るものであっても、そのことが条例第10

条の該当性の判断を左右するものではないと認められる。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、私宛のいやがらせ文書の調査を依頼し、その後、その結果について説明を求めたにもかかわらず、説明がなかったため情報公開に及んだと主張しており、一方、実施機関は、審査請求人に対して直接又は電話で数回、説明したと主張しており、双方の主張には相違が見られる。

審査請求人が、審査請求書及び理由説明書に対する意見書の中で主張しているその他の意見等については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

#### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 2. 3	○ 質問を受けた。(質問案件第42号)
15. 3. 24	○ 石川県公安委員会から理由説明書を受理した。
15. 4. 24	○ 審査請求人から意見書を受理した。
15. 8. 7 (第104回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15. 9. 19 (第105回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15. 10. 10 (第106回審査会)	○ 審査請求人から意見を聴取した。
15. 11. 21 (第107回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15. 12. 25 (第108回審査会)	○ 実施機関(警務部広報相談課)から公文書の存否を明らかにしない理由を聴取した。
16. 2. 26 (第109回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 4. 30 (第111回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 5. 27 (第112回審査会)	○ 事案の審議を行った。